

長期優良住宅化リフォーム推進事業 Q&A

項目	質問	回答																																																
評価基準	<p>1 戸建住宅や共同住宅等の提案において、評価基準の適用範囲はどのように考えたらよいか。</p>	<p>申請区分に応じて適用される評価基準</p> <table border="1" data-bbox="1129 463 1791 828"> <thead> <tr> <th rowspan="3">評価基準</th> <th colspan="3">申請区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">戸建住宅</th> <th colspan="2">共同住宅等</th> </tr> <tr> <th>住戸専有部分</th> <th>共用部分のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構造躯体等の劣化対策</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>2 耐震性</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>3 省エネルギー対策</td> <td>◎</td> <td>●</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 維持管理・更新の容易性</td> <td>専用配管</td> <td>◎</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>共用配管</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 高齢者等対策</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 可変性</td> <td>—</td> <td>●</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td>7 住戸面積の確保</td> <td>◎</td> <td>●</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td>8 居住環境</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>9 維持保全計画の策定</td> <td>◎</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】 基準適合が求められる範囲  ◎：棟全体  ○：共用部  ●：申請住戸の専有部分  ▲：過半数以上の住戸の専有部分</p>	評価基準	申請区分			戸建住宅	共同住宅等		住戸専有部分	共用部分のみ	1 構造躯体等の劣化対策	◎	◎	◎	2 耐震性	◎	◎	◎	3 省エネルギー対策	◎	●	◎	4 維持管理・更新の容易性	専用配管	◎	●	共用配管	—	○	5 高齢者等対策	—	○	○	6 可変性	—	●	▲	7 住戸面積の確保	◎	●	▲	8 居住環境	◎	◎	◎	9 維持保全計画の策定	◎	●	○
	評価基準	申請区分																																																
		戸建住宅		共同住宅等																																														
住戸専有部分			共用部分のみ																																															
1 構造躯体等の劣化対策	◎	◎	◎																																															
2 耐震性	◎	◎	◎																																															
3 省エネルギー対策	◎	●	◎																																															
4 維持管理・更新の容易性	専用配管	◎	●																																															
	共用配管	—	○																																															
5 高齢者等対策	—	○	○																																															
6 可変性	—	●	▲																																															
7 住戸面積の確保	◎	●	▲																																															
8 居住環境	◎	◎	◎																																															
9 維持保全計画の策定	◎	●	○																																															
<p>2 耐震性における基準(1)の解釈で、「確認済証・添付図書及び検査済証等※1～」となっているが、建設住宅性能評価書やフラット35適合証明書等で建設段階で検査等を受けたことを確認出来る場合についても、確認済証・添付図書の添付は必要になるのか？ 【木造、鉄筋コンクリート造・鉄骨造共通】</p>	<p>確認時の図書がなければその後の増改築の有無の確認が出来ないため、確認済証・添付図書が必要となります。</p>																																																	
<p>3 耐震性における基準(2)において、検査済証の代わりに用いることができる図書はあるか。</p>	<p>検査済証の他、建設住宅性能評価書、旧住宅金融公庫融資の現場審査判定通知書、フラット35の適合証明書等の建設段階で検査を受けたことを確認できる書類を用いることができます。</p>																																																	
様式・書式	<p>1 適合チェックシート別紙(1)「3. 当申請に係る連絡先」は、「1. 申請者等」記載以外の連絡先でも可能か。</p>	<p>可能です。当該チェックシートの内容に係る照会先を想定しています。</p>																																																